

2017年第3四半期のGDP成長率は+6.8%

～増加率は小幅に低下するも、経済構造は改善

中国投資銀行部
中国調査室

メイントピックス 2

2017年第3四半期のGDP成長率は+6.8%～増加率は小幅に低下するも、経済構造は改善 2

【GDP】2017年第3四半期のGDP成長率は+6.8% 2

【鉱工業】一定規模以上工業企業付加価値額は+6.7% 2

【投資】固定資産投資は+7.5% 3

【不動産】不動産開発投資は8.1%増加、住宅在庫の解消が続く 3

【貿易】貿易総額は+16.6%、高速成長が継続 4

【消費】社会消費財小売総額は+10.4% 4

【物価】CPIは+1.6%で上昇幅が縮小、PPIは+6.9%と上昇傾向 5

【所得】一人当たり可処分所得は+7.5%、一人当たり消費支出は+5.9% 5

【金融】マネーサプライ、人民元貸出が安定的 5

【外貨準備】9月末時点で外貨準備残高が3兆1,085億ドル 6

【FDI】対中直接投資額は+1.6% 6

【ODI】対外直接投資額は▲41.9% 7

【財政】財政収入は+9.7%、財政支出は+11.4% 7

【総評】底堅い成長が続き、消費・外需の牽引効果が顕著 8

【注目点】国民収入の改善、不動産市場の沈静化、金融リスク防止の強化 9

プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士 11

グローバルモビリティ 11

- ▶ 企業の国際化に伴って海外勤務者の人数は年々増加しており、今後もこの流れは変わらないものといえます。従って、経済のグローバル化は、人材の一層のグローバル化と同義といえるでしょう。
- ▶ とりわけ、アジアを中心とした新興国における国際的業務の増加に伴い、このような国際的業務に従事する人材にかかわる税金や社会保険への対応のために、企業の担当者は、自国だけでなく相手国における状況についても理解する必要が発生しています。
- ▶ 今回は、このように身近な存在となった海外勤務について、社会保険制度の観点からその取扱いを解説してみたいと思います。

MUFG:Bankの中国調査レポート(2017年10月) 15

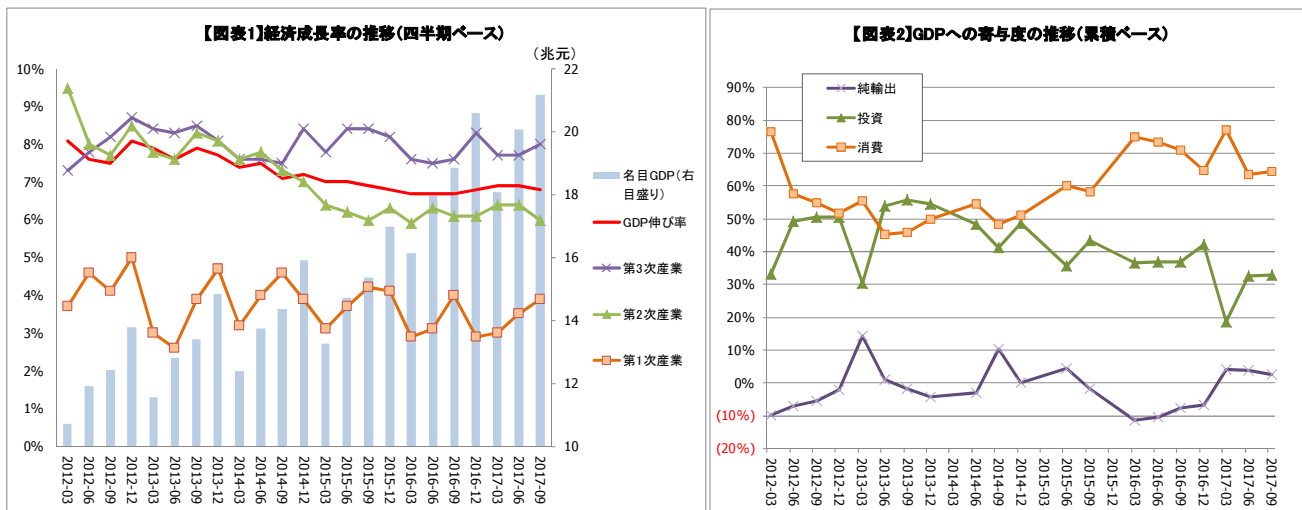
メインピックス

2017年第3四半期のGDP成長率は+6.8%～増加率は小幅に低下するも、経済構造は改善

I. 経済指標

【GDP】2017年第3四半期のGDP成長率は+6.8%

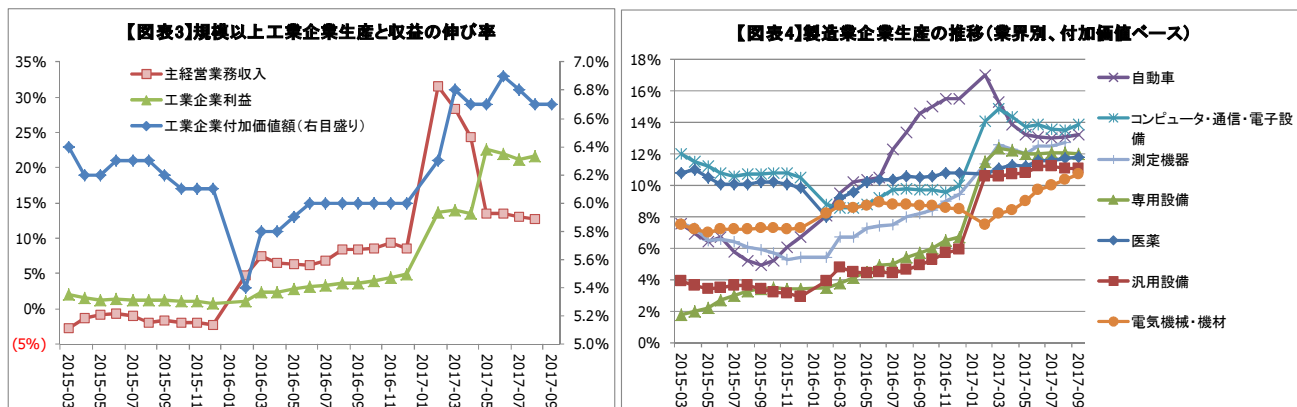
2017年第3四半期(7~9月)の国内総生産(GDP)は21兆1,798億元であり、前年同期比の実質成長率は6.8%に達した。産業別では、第1次産業は前年同期比3.9%増の1兆9,242億元、第2次産業は同6.0%増の8兆5,121億元、第3次産業は同8.0%増の10兆7,435億元となった。1-9月期の国内総生産(GDP)は前年同期比6.9%増の59兆3288億元、消費、投資、純輸出がGDPに対する寄与度はそれぞれ64.5%、32.8%、2.7%となっている。



出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

【鋳工業】一定規模以上工業企業付加価値額は+6.7%

2017年1~9月の一定規模以上工業企業付加価値ベース生産高は前年同期比6.7%増となり、伸び率は上半期より0.2ポイント縮小し、前年同期より0.7ポイント拡大した。企業体別では、国有企業が6.8%、株式制企業が6.8%、外資企業が7.1%の増加となった。製造業の構造転換が進んでおり、上半期におけるハイテク産業と設備製造業の付加価値ベース生産高は前年同期比それぞれ13.4%、11.6%増加し、増加幅は2017年上半期より小幅に上昇し、一定規模以上工業の平均値をそれぞれ6.7ポイント、4.9ポイント上回った。9月の製造業購買担当者指数(PMI)は前月比0.7ポイント上昇の52.4%に達し、2012年5月以来の最高値となった。



出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

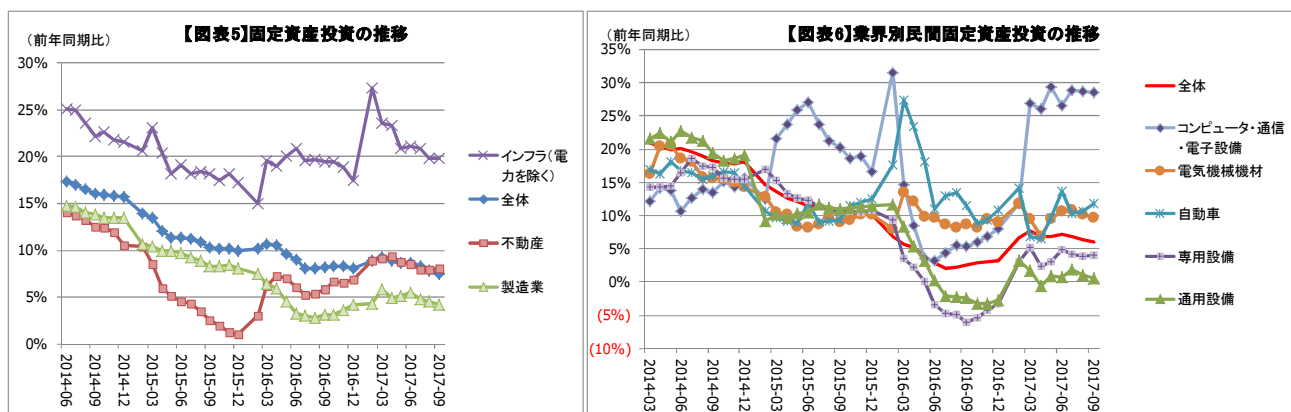
また、1~8月における一定規模以上工業企業の利益総額は4兆9,214億元と前年同期比21.6%増加し、主経營業務収入の利益率は6.13%に達し、前年同期より0.45ポイント拡大した。

【投資】固定資産投資は+7.5%

2017年1~9月の都市部固定資産投資は前年比7.5%増の45兆8,478億元に達し、増加幅は上半期より0.7ポイント縮小した。産業別では、第1次産業は11.8%増の1兆4,973億元、第2次産業は2.6%増の17兆1,787億元、第3次産業は10.5%増の27兆1,718億元となった。第2次産業のうち、製造業投資は4.2%増の14兆819億元で、1~8月より0.3ポイント縮小し、伸び幅が3か月連続の減少となった。第3次産業のうち、インフラ施設投資(電力・熱力・ガス及び水道業を除く)は9兆9,652億元に達し、前年同期比19.8%増加し、増加幅は前年同期より0.4ポイント上回り、堅調な伸びを示した。

地域別では、東部地域は8.6%増、中部地域は7.5%増、西部地域は9.4%増と安定的な伸びとなっている。一方、東北地域は2.1%の減少となったが、減少幅は1~8月より3.9ポイント縮小し、固定資産投資は改善傾向になっている。

民間投資について、1~9月は前年同期比6%増の27兆7,520億元となっており、増加幅は1~8月より0.4ポイント縮小した。民間投資は都市部固定資産投資全体の60.5%を占めている。製造業のうち、自動車製造業、電気機械・機材製造業、コンピュータ・通信・その他の電子設備製造業における民間投資の伸び率がそれぞれ11.9%、9.7%、28.5%となっており、製造業全体の平均増加率の4.2%を大幅に上回っている。

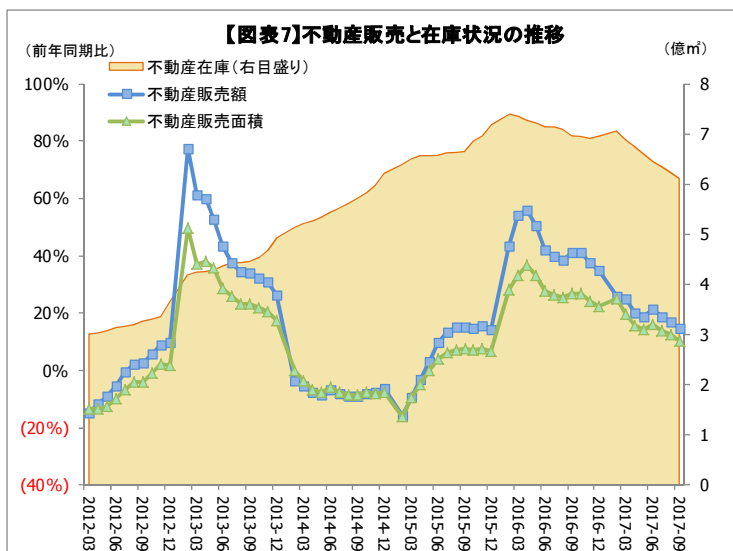


出所: 国家統計局より当行中国調査室作成

【不動産】不動産開発投資は8.1%増加、住宅在庫の解消が続く

2017年1~9月の不動産開発投資は8.1%増の8兆644億元で、伸び率は1~8月より0.2ポイント拡大した。そのうち、住宅開発投資の伸び率は10.4%であった。不動産販売面積は10.3%増の11億6,006万平方メートルで、内、住宅販売面積の増加率は7.6%であった。不動産販売額は14.6%増の9兆1,904億元で、伸び率は1~8月より2.6ポイント鈍化した。そのうち、住宅販売額の増加率は11.4%となっている。

9月末時点で、不動産在庫は6億1,140万平方メートルとなっており、8月末と比べて1,212万平方メートル減少した。

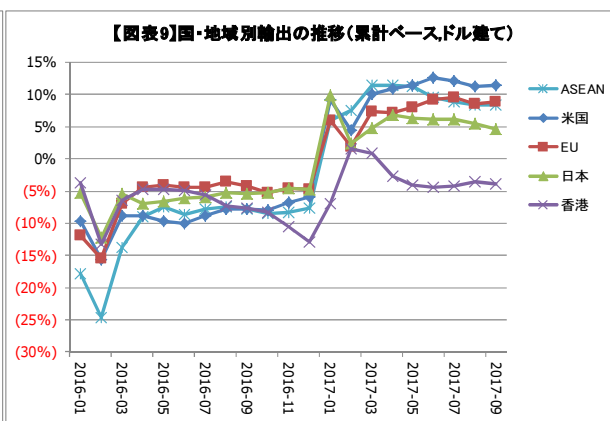
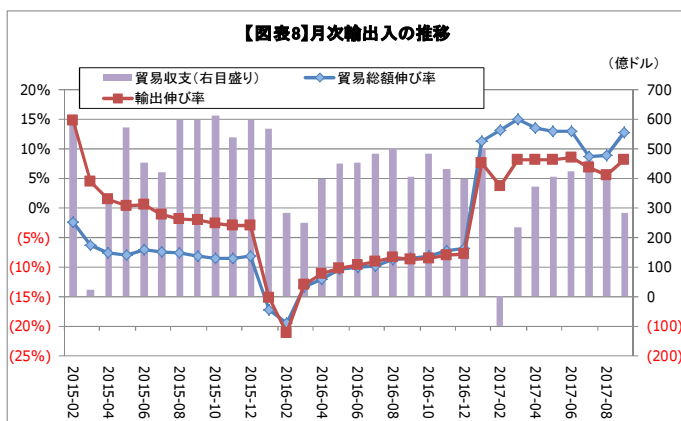


出所：国家統計局より当行中国調査室作成

【貿易】貿易総額は+16.6%、高速成長が継続

2017年1~9月の貿易総額は前年同期比16.6%増の20兆2,930億元に達した。このうち、輸出は12.4%増の11兆1,630億元で、輸入は22.3%増の9兆1,299億元となり、2兆331億元の貿易黒字を記録した。一般貿易の輸出入が全体に占める割合が56.6%となっており、前年同期より0.7ポイント拡大した。電子機械製品の輸出額は前年同期比13.0%増加し、輸出総額の57.5%を占めており、依然として輸出の主要品目である。

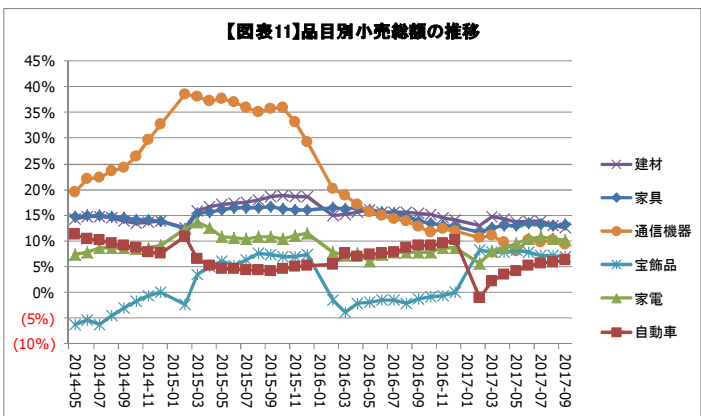
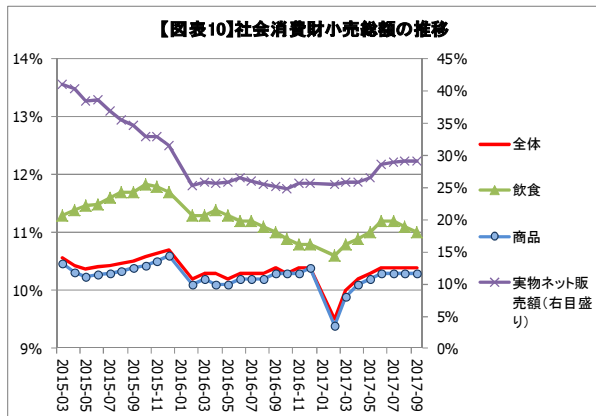
地域別でみると、主要国・地域では、EU(+8.8%)、アメリカ(+11.5%)に対する輸出の伸び幅は拡大している一方、ASEAN(+8.3%)向け輸出の増加幅が縮小に転じている。ロシア、ポーランド、カザフスタンなどの「一帯一路」関連国家への輸出がそれぞれ27.7%、24.8%、41.1%と大幅に増加した。日中貿易について、貿易額は10.1%増の2,201億ドルとなっており、中国対日本輸出は4.7%増の993億ドル、日本からの輸入は15.0%増の1,207億ドルで、中国は214億ドルの貿易赤字を計上している。



出所：税関総署より当行中国調査室作成

【消費】社会消費財小売総額は+10.4%

2017年1~9月の社会消費財小売総額は26兆3,178億元と前年比10.4%増加した。項目別では、飲食消費が11.0%増の2兆8,427億元、商品小売消費が10.3%増の23兆4,751億元となった。同時期のオンライン小売額は前年比34.2%増の4兆8,787億元に達し、そのうち、実物商品のオンライン小売額は前年比29.1%増の3兆6,826億元となった。実物商品オンライン小売額が社会消費財小売総額の14.0%を占めており、割合は前年同期に比べて2.3ポイント拡大した。

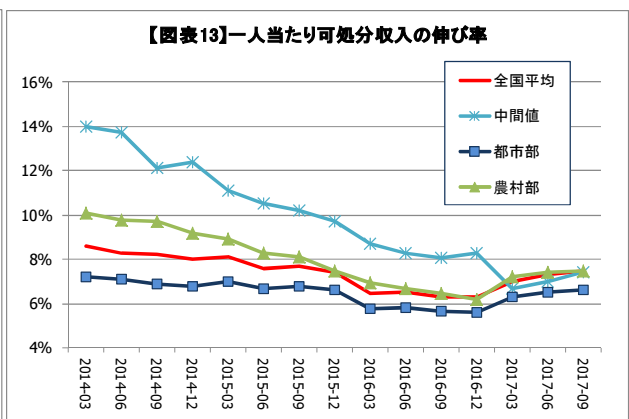
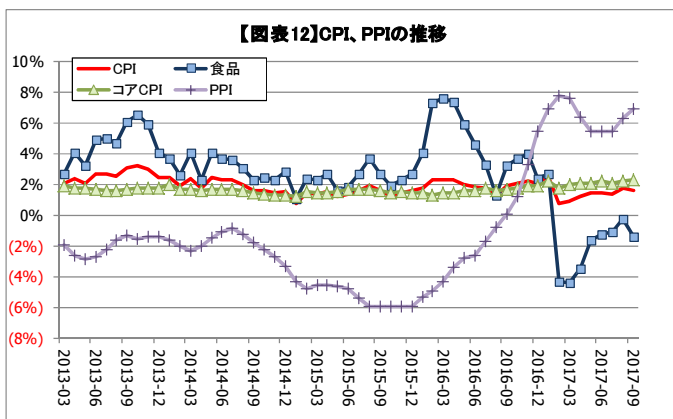


出所:国家統計局より当行中国調査室作成

【物価】CPI は+1.6%で上昇幅が縮小、PPI は+6.9%と上昇傾向

2017年9月の消費者物価指数(CPI)は前年比1.6%上昇し、上昇幅は8月と比べて0.2ポイント縮小した。そのうち、都市部、農村部の上昇率はそれぞれ1.7%、1.4%となっている。品目別で見ると、食品価格は前年同期比1.4%下落しており、そのうち、豚肉価格は-12.4%と大幅に低下した。食品とエネルギー価格を除いたコアCPIは2.3%と7月から3か月連続で上昇した。また、1~9月では、CPIは前年同期比1.5%上昇した。

2017年9月の生産者物価指数(PPI)は前年同期比6.9%上昇し、伸び幅は2か月連続で拡大した。そのうち、生産用原材料価格は9.1%上昇し、生活用原材料価格は0.7%と小幅に上昇した。業界別では、鉄鋼製錬・圧延加工業(+31.5%)、非鉄金属精錬・圧延加工業(+20.2%)、石炭採掘業(+28.6%)、石油加工業(+16.4%)、石油・天然ガス採掘業(+14.2%)の価格は上昇幅が大きい。



出所:国家統計局より当行中国調査室作成

【所得】一人当たり可処分所得は+7.5%、一人当たり消費支出は+5.9%

2017年1~9月の一人当たり可処分所得は19,342円で、前年同期比の名目上昇率は9.1%、物価要因を除いた実質上昇率は7.5%となっており、GDP成長率を0.6ポイント上回った。常住ベースでは、都市部住民の一人当たり可処分所得は実質上6.6%増の27,430円で、農村部住民は実質上7.5%増の9,778元となった。都市部対農村部の所得格差は2.81倍で、前年同期より0.01縮小した。

一人当たり消費支出は13,162円で前年同期比の名目上昇率は7.5%となっており、物価要因を除いた実質上昇率は5.9%となった。

【金融】マネーサプライ、人民元貸出が安定的

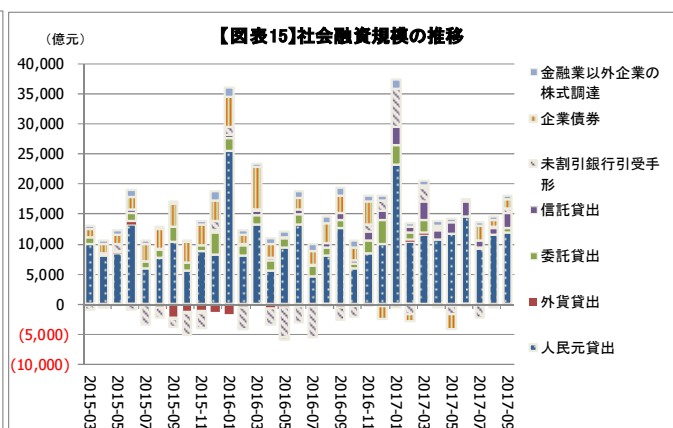
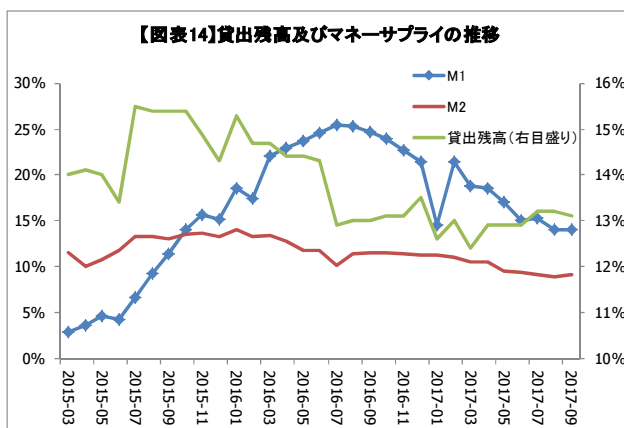
2017年9月末時点で、広義的マネーサプライ(M2)残高は165兆5,700億元で、前年同期比9.2%増加し、増加幅は前年同期より2.3ポイント縮小した。狭義的マネーサプライ(M1)残高は51兆7,900億元で、前年同

期比14%増加し、増加幅は前年同期より10.7ポイント縮小した。

2017年9月末時点の貸出残高は12.5%増の123兆1,800億元となった。そのうち、人民元建て貸出残高は13.1%増の117兆7,600億元で、前年同期より0.1ポイント上昇した。2017年1~9月の新規人民元建て貸出額は11兆1,600億元で、そのうち、個人向け中長期貸出が4兆2,000億元で全体に占める割合が37.6%となっており、その割合が上半期より1.2ポイント拡大した。

2017年9月末時点の預金残高は9.5%増の167兆4,200億元であり、うち人民元建て預金残高は9.3%増の162兆2,800億元となっている。2017年1~9月の新規人民元建て預金は11兆6,800億元で、前年同期より1兆1,300億元減少した。

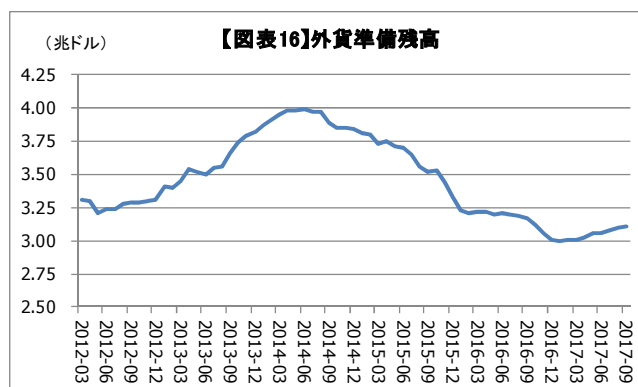
2017年9月末時点の社会融資総額残高は171兆2,300億元で、前年同期比13%増加した。1~9月における新規社会融資額は15兆6,700億元で、前年同期を2兆2,100億元上回った。新規社会融資額の構造からみれば、2017年1~9月の人民元貸出が社会融資総額に占める割合が73.2%で前年同期より1.1ポイント縮小した。企業債券新規発行が1,583億元となっており、全体に占める割合が前年同期の19.3%から1%までと大幅に縮小した。それに対し、信託貸出(割合が11.4%)、未割引銀行引受手形(割合が3%)の割合は前年同期よりそれぞれ7.8ポイント、18.2ポイント拡大した。



出所: 中国人民銀行より当行中国調査室作成

【外貨準備】9月末時点で外貨準備残高が3兆1,085億ドル

2017年9月末時点の外貨準備残高は3兆1,085億ドルで、8月末より169億8,300万ドル増加した。外貨準備残高が2017年1月末に3兆元を割った後、8カ月連続の増加となった。



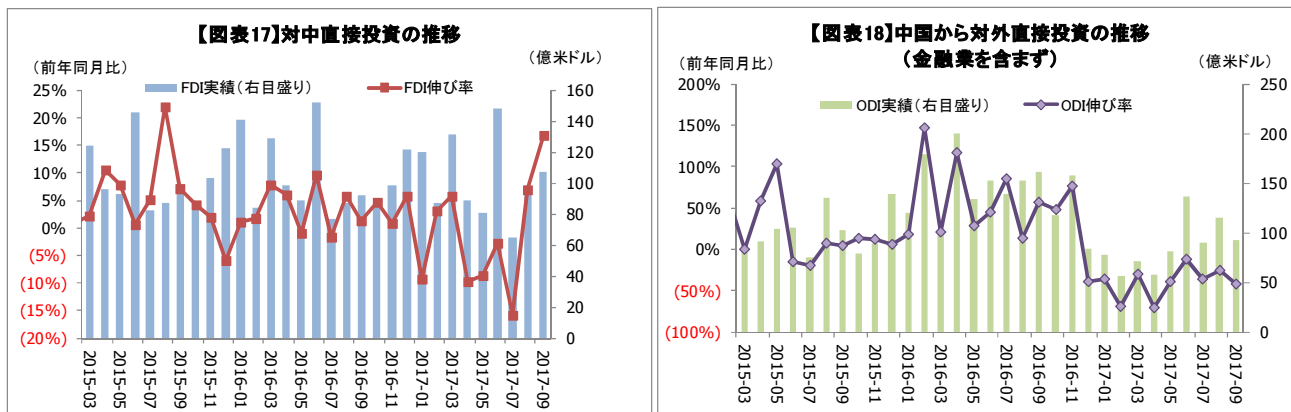
出所: 国家外貨管理局より当行中国調査室作成

【FDI】対中直接投資額は+1.6%

2017年1~9月に、対中直接投資額(FDI、実行額ベース)は前年比1.6%増の6,185億7,000万元となり、新規設立外資企業数は10.6%増の23,541社となった。

産業別では、製造業向け FDI は前年同期比 7.5% 増の 1,817 億 6,000 万元となり、全国 FDI の 29.4% を占めている。そのうち、医薬製造業、化学原料及び化学製品製造業向けの実行ベース FDI の前年比増加率はそれぞれ 40.6%、48.6% となっている。サービス業向け FDI は 4,281 億 9,000 万元であり、全体の 69.2% を占めている。うち、電力・天然ガス・水の生産と供給業、建築及び関連工程サービス業、情報通信・コンピューティング・ソフトウェア業における実行ベース FDI の前年同期比増加率はそれぞれ 82.9%、41.2%、23.1% となった。また、ハイテク産業の外資参入が活発化しており、ハイテク産業の実行ベース FDI は前年同期比 27.5% 増の 529 億 8,000 万元に達した。

国・地域別では、中国香港、中国台湾、日本による実行ベース FDI は増加が顕著であり、増加率がそれぞれ 8.8%、44.2%、7.9% となっている。



出所: 商務部より当行中国調査室作成

【ODI】対外直接投資額は▲41.9%

2017年1~9月の対外直接投資(ODI、金融業を除く)は前年比41.9%減の780億3,000万ドルで、投資先は154ヶ国・地域の5,159社に及んだ。人民元相場を安定させ、資本流出を防止するために、当局は2016年末から対外投資に対する審査を厳しくしており、それを受けて、対外直接投資規模は急激に縮小した。

産業別で見ると、対外投資の主要産業はリース・商務サービス業、製造業、卸売・小売業、情報通信・ソフトウェア・ITサービス業であり、対外投資総額全体に占める割合がそれぞれ32%、17.3%、12.2%、10.5%となっている。不動産業、体育業と娯楽業における対外投資新規プロジェクトはなかった。

「一帯一路」沿線57か国への直接投資額(金融業を除く)は96億ドルに達し、同期間のODIに占める割合が12.3%となり、前年同期と比べて4ポイント拡大した。そのうち、カンボジア、ラオス、マレーシア、ロシア向けの直接投資額の増加率が高く、それぞれ82.9%、68.8%、68.2%、34.1%となっている。

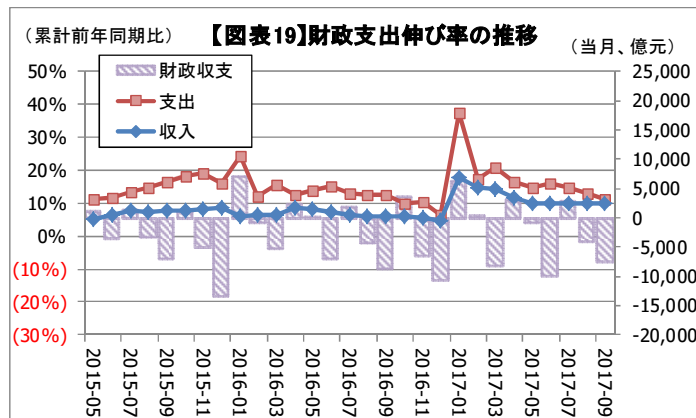
また、2017年1~9月に新規受注した海外向け請負業務において、5,000万ドル以上のプロジェクトは508件、契約金額は1,426億7,000万ドルに達し、新規契約金額の84.8%を占めている。

【財政】財政収入は+9.7%、財政支出は+11.4%

2017年1~9月の全国における一般公共予算収入は前年同期比9.7%増の13兆4,129億元となっており、初めて13兆を超過し、年初の予算目標を繰り上げて達成した。そのうち、税収収入は12.1%増加の11兆3,101億元で、非税収収入は1.6%減少の2兆1,028億元である。

税収収入を産業別で見ると、第2次産業と第3次産業の税収増加額が税収収入総額に占める割合はそれぞれ48.3%、51.6%となっている。工業企業業績の回復によって第2次産業の税収収入は増加に転じ、2016年と比べては税収全体における第2次産業税収、第3次産業税収の割合は拮抗している。証券取引印紙税は前年同期比▲8.6%と引き続き減少傾向にある。一方、増値税(+7.2%)、国内消費税(+6.9%)、企業所得税(+13.1%)、個人所得税(+18.6%)、輸入貨物増値税・消費税(+29.9%)、関税(+18.6%)、車両購置税(+26%)、土地増値税(+21.8%)と堅調な伸びを見せた。

2017年1~9月の全国における一般公共予算支出は11.4%増の15兆1,873億元となった。このうち中央の一般予算支出は8.3%増の2兆1,097億元、同じく地方は11.9%増の13兆776億元となった。財政支出のうち、科学技術(+17%)、社会保障・就職支援(+20%)、教育(+13.3%)、医療(+14.6%)、省エネ・汚染防止(+33.6%)向けの支出が大幅に増加した。



出所:財務部より当行中国調査室作成

II. コメント

【総評】底堅い成長が続き、消費・外需の牽引効果が顕著

➤ GDP が市場の予測以上の成長を達成、底堅い成長が続く

2017年に入ってから中国のGDP成長率は2016年通年の6.7%を3四半期連続で上回っており、景気は堅調な伸びを示している。第3四半期のGDP成長率は6.8%で第1・2四半期の6.9%より小幅に縮小したが、依然として高い水準を維持している。2017年に入ってから、中国のGDP成長率は2016年通年の6.7%から回復し、予測以上の好調となっており、今年の経済発展目標の6.5%を超える持続的成長が見込まれる。国際通貨基金(IMF)を初めとする国際機関も中国経済成長の予測値を次々と上方修正した。

➤ 消費・外需の牽引効果が顕著、投資が小幅に減速

需要面から見ると、消費は安定推移している一方、輸出と投資の伸び率は小幅に縮小した。消費が経済成長に対する寄与度が64.5%と依然として高く、1~9月の社会消費財小売総額は10.4%であり、4か月連続で横ばいとなっている。そのうち、自動車販売額の伸び率は7か月連続で拡大し続けている。世界経済の回復を背景に、中国輸出額の成長率も8%台と高水準を保っており、景気を下支えしている。

投資が経済成長に対する寄与度は32.8%となっており、1~9月の固定資産投資額の伸び率は上半期より1.1ポイント縮小したことが第3四半期のGDP成長率低下の主要原因と考えられる。製造業固定資産投資、インフラ投資の伸び幅はともに鈍化する傾向になっている。一方、民間投資において、2016年の停滞状況から脱出し、伸び率は6.0%以上に保っている。業界別では、自動車産業、コンピュータ・通信・電信設備産業、電気機器機材における民間投資が活発化している。

➤ 工業生産が引き続き上昇

供給面から見ると、工業企業業績の回復が経済成長に大きく寄与したと見られる。9月の工業企業の付加価値ベース生産高は前年同期比6.6%増加し、8月より0.6ポイント回復した。そのうち、9月の製造業付加価値ベース生産高は前年同期比8.1%増加し、2015年以来の最高水準となった。その中、過剰生産能力削減の加速、環境保護政策の強化に伴い、石炭採掘業といった川上産業は減速幅が拡大し続けているが、川下産業の安定成長が工業生産を押し上げる堅実な要素となっている。

また、9月中国製造業購買担当者指数(PMI)は52.4%に達し、2012年5月以来の最高値を記録したことも工業生産の好調を裏付けている。

【注目点】国民収入の改善、不動産市場の沈静化、金融リスク防止の強化

➤ 国民収入の改善

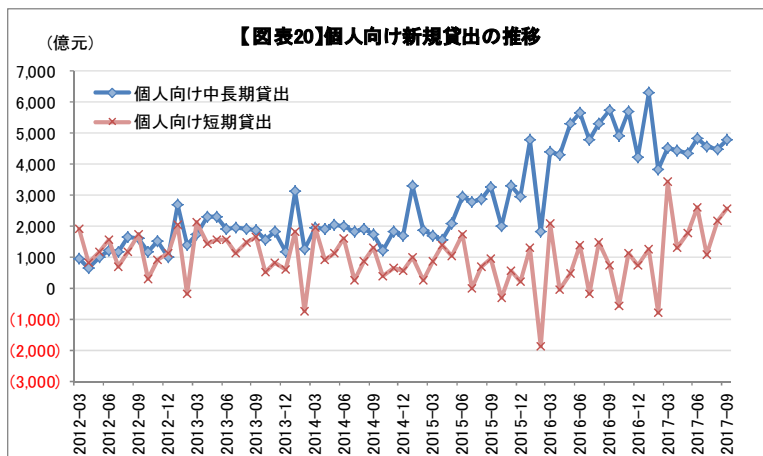
1~9月の国民可処分所得の実質成長率は7.5%となっており、前年同期より1.2ポイント拡大した。2017年に入ってから、国民可処分所得の成長率は3四半期連続でGDPの成長率を上回った。労働力市場を見ると、同時期の都市新規就業者数は1,097万人となっており、前年同期比30万人増加し、通年目標の1,100万人を繰り上げて達成する見込みである。このような所得水準と就職状況の好況は個人消費を刺激し、有効需要を押し上げる効果が期待できる。

➤ 不動産市場の沈静化

2016年9月以来の不動産コントロール政策の効果はますます顕著になっている。不動産販売額と販売面積の伸び率は3か月連続で縮小し、6月と比べてそれぞれ6.9ポイント、5.8ポイント低下した。不動産価格を見ると、9月の70主要都市における新築住宅価格は前月比低下或いは横ばいになっており、前年同期比の上昇幅は縮小に転じている。主要都市の住宅販売が減速している一方、過剰住宅在庫の削減は依然として順調であり、住宅在庫規模は7か月連続で減少している。不動産市場の健全化に関する施策も加速しており、上半期の住宅用地供給増加政策に続き、7月~9月に、中央・地方による住宅賃貸産業に関する政策が矢継ぎ早に打ち出されている。

➤ 金融市場リスク防止の強化

9月の金融機関新規貸出は1兆2,700億元となっており、そのうち、個人向け中長期新規貸出は4,700億元、個人向け短期新規貸出は2,500億元まで増加し、家計部門の負債規模が急速に拡大している。図表20が示しているように、2017年に入ってから、不動産市場の過熱を防止するために、不動産向け中長期貸出が抑えられている。一方、それに対し、短期貸出が従来と比べてはるかに高い水準に上っている。個人向け短期貸出の一部は不動産分野に回され、家計部門の負債規模の過剰な拡大に繋がる恐れがあるため、当局は個人向け短期貸出(消費貸出など)に対する監督管理を強化するようになっている。



出所: 中国人民銀行より当行中国調査室作成

中国経済発展モデルは過去の輸出・投資牽引型成長から消費牽引型成長に転換され、供給側改革の深化に伴い、消費とサービス産業が経済成長における貢献度が高まりつつある。これらの傾向は中国の中長期的な経済運営の方向性と合致している。加えて、物価も人民元相場も安定し、实体经济に対する金融支援の効果が発揮され、ファンダメンタルズ面において経済発展のための好条件が備わっている。中国の経済成長は「量」だけでなく、「質」も着実に改善されており、中長期において安定した成長が見込まれる。

		2015年				2016年				2017年		
項目	單位	1-3月	1-6月	1-9月	1-12月	1-3月	1-6月	1-9月	1-12月	1-3月	1-6月	1-9月
國內總生產(GDP)	兆元	14.0667	29.6868	48.7774	67.6708	15.8526	34.0637	52.9971	74.4127	18.0683	38.1490	59.3288
累計ベース(前年比)	%	7.0	7.0	6.9	6.9	6.7	6.7	6.7	6.7	6.9	6.9	6.9
		1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月
四半期ベース(前年比)	%	7.0	7.0	6.9	6.8	6.7	6.7	6.7	6.8	6.9	6.9	6.8
第一次産業	兆元	0.7770	2.0255	3.9195	6.0863	0.8803	2.2097	4.0666	6.3671	0.8654	2.1987	4.1229
前年比	%	3.2	3.5	3.8	3.9	2.9	3.1	3.5	3.3	3	3.5	3.7
第二次産業	兆元	6.0292	12.9648	19.7799	27.4278	5.9570	13.4250	20.9415	29.6236	7.0005	15.2987	23.8109
前年比	%	6.4	6.1	6.0	6.0	5.8	6.1	6.1	6.1	6.4	6.4	6.3
第三次産業	兆元	7.2605	14.6965	25.0779	34.1567	9.0214	18.4290	27.9890	38.4221	10.2024	20.6516	31.3951
前年比	%	7.9	8.4	8.4	8.3	7.6	7.5	7.6	7.8	7.7	7.7	7.8
鉱工業生産(付加価値ベース)	%	6.4	6.3	6.2	6.1	5.8	6.0	6.0	6.0	6.8	6.9	6.7
全社会固定資産投資	兆元	7.7511	23.7132	39.4531	55.1590	8.5843	25.8360	42.6906	59.6501	9.3777	28.0605	45.8478
前年比	%	13.5	11.4	10.3	10.0	10.7	9.0	8.2	8.1	9.2	8.6	7.5
社会消費財小売総額	兆元	7.0715	14.1577	21.6080	30.0931	7.8024	15.6138	23.8482	33.2316	8.5823	17.2369	26.3178
前年比	%	10.6	10.4	10.5	10.7	10.3	10.3	10.4	10.4	10	10.4	10.4
輸出入	兆元	0.9042	1.8808	2.9041	3.9586	5.2144	11.1335	17.5318	24.3344	6.1986	13.1412	20.2930
前年比	%	-6.3	-6.9	-8.1	-8.0	-5.9	-3.3	-1.9	-0.9	21.8	19.6	16.6
輸出	兆元	0.5139	1.0720	1.6641	2.2766	3.0123	6.4027	10.0585	13.8408	3.3268	7.2097	11.1630
輸出の前年比	%	4.7	0.1	-1.9	-2.8	-4.8	-2.1	-1.6	-2.0	14.8	15.0	12.4
輸入	兆元	0.3902	0.8088	1.2400	1.6821	2.2021	4.7307	7.4733	10.4936	2.8718	5.9315	9.1299
輸入の前年比	%	-17.6	-15.5	-15.3	-14.1	-8.2	-4.7	-2.3	0.6	31.1	25.7	22.3
貿易収支	兆元	0.1237	0.2632	0.4240	0.5945	0.8102	1.6720	2.5852	3.3473	0.1643	1.2782	2.0331
全国住民消費価格指数	前年同期=	101.2	101.3	101.4	101.4	102.1	102.1	102.0	102.0	101.4	101.4	101.5
工業品出荷価格指数	100	95.4	95.4	95.0	94.8	95.2	95.2	97.1	98.6	107.4	106.6	106.5
都市1人当たり可処分所得	元	8,572	15,699	23,512	31,195	9,255	16,957	25,337	33,616	9,986	18,322	27,430
前年同期比(実質ベース)	%	7.0	6.7	6.8	6.6	5.8	5.8	5.7	5.6	6.3	6.5	6.6
農村1人当たり純収入	元	3,279	5,554	8,297	11,422	3,578	6,050	8,998	12,363	3,880	6,562	9,778
前年同期比(実質ベース)	%	8.9	8.3	8.1	7.5	7.0	6.7	6.5	6.2	7.2	7.4	7.5
M2(M1+準備金)	兆元	127.53	133.34	135.98	139.23	144.62	149.05	151.64	155.01	159.96	163.13	165.57
前年同期比	%	11.6	11.8	13.1	13.3	13.4	11.8	11.5	11.3	10.6	9.4	9.2
人民元預金残高増加額(年初より)	兆元	4.15	11.09	13.00	14.97	5.41	10.53	12.81	14.88	5.06	9.07	11.68
前年同期比	兆元	-1.6400	-0.3756	1.9300	1.9400	1.2600	-0.5660	-0.1889	0.0924	-1.3247	-1.4600	-1.1300
人民元貸出残高増加額(年初より)	兆元	3.68	6.56	9.90	11.72	4.61	7.53	10.16	12.65	4.22	7.97	11.16
前年同期比	兆元	0.6018	0.5371	2.3400	1.8100	0.9301	0.7671	0.2558	0.9257	-0.3900	0.4400	1.0000

(注)2016年以降の貿易統計およびFDIは人民元建て

(出所)国家統計局、人民銀行、税関総署、商務部などの統計をもとに当行中国調査室作成

三菱東京UFJ銀行(中国) 中国投資銀行部

中国調査室 于瑛琪

プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士

グローバルモビリティ

企業の国際化に伴って海外勤務者の人数は年々増加しており、今後もこの流れは変わらないものといえます。従って、経済のグローバル化は、人材の一層のグローバル化と同義といえるでしょう。

とりわけ、アジアを中心とした新興国における国際的業務の増加に伴い、このような国際的業務に従事する人材にかかわる税金や社会保険への対応のために、企業の担当者は、自国だけでなく相手国における状況についても理解する必要が発生しています。

今回は、このように身近な存在となった海外勤務について、社会保険制度の観点からその取扱いを解説してみたいと思います。

I 社会保障制度

社会保障制度には、社会保険、社会福祉、公的扶助、保険医療・公衆衛生が含まれるといわれます。この中で最も身近なものといえる社会保険(最広義)とは、疾病、高齢化、失業、労働災害、介護などの事故(リスク)に備えて、事前に雇用者もしくは雇用主、あるいは両者が社会的供出をすることによって、保険によるカバーを受ける仕組みを意味します。

さらに、社会保険とは、一般的には、広義に健康保険・厚生年金保険・介護保険・雇用保険・労働者災害補償保険(労災保険)を意味し、狭義では、健康保険と厚生年金保険、介護保険を意味して使用されることが多いものといえるでしょう。ここで最広義の社会保険と広義の社会保険の間には、医療保険における国民健康保険や船員保険、共済組合、また、年金保険における国民年金等が含まれるといえるでしょう。

II 海外勤務にかかわる社会保険等

次に、海外勤務とのかかわりにおいて、それぞれの社会保険等の取扱いについてみてみましょう。

(1) 健康保険及び厚生年金、介護保険

健康保険及び厚生年金については、その加入義務は、日本の適用事業所との雇用関係の継続がその要件とされています。従って、海外子会社等への転籍出向の場合には雇用関係がないものとして、また在籍出向であっても賃金全額が海外子会社から支払われ日本国内に住所を有していない場合には、日本の適用事業所との雇用関係がないものとみなされ、保険の加入要件を満たさないとされます。(厳密には、日常業務の管理監督責任や賃金支払いの有無等を勘案して、個々の事実関係をもとに判断されます。)

また、介護保険については、上述の雇用関係が存在している場合であっても、海外においてはサービスを受けることができないことから、海外赴任時に「介護保険適用除外該当届」を事業者経由で保険者に提出することにより、保険料を支払う必要はないものとされています。

このような海外勤務に起因する資格喪失により、従業員が被る恐れのある不利益を解消する観点から、仮に雇用関係が継続していない場合でも、健康保険の被保険者資格喪失の日から20日以内に任意継続被保険者の手続きを行うことにより加入が認められるものとされています(任意継続被保険者制度)。ただし、任意継続加入期間は最長2年間とされています。

(2) 国民健康保険及び国民年金、介護保険

国民健康保険の被保険者とは「市町村の区域内に住所を有する者」、国民年金の第一号被保険者とは「日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、第二号(被用者年金の被保険者)、第三号(二号

被保険者の配偶者)のいずれにも該当しないもの」とされています。

ここで、住所とは、厳密には以下の参考における内容を意味しますが、実務上は、日本において住民登録を有している場合には、強制被保険者として国民健康保険及び国民年金に加入義務があるものとして取り扱われることが多いものといえるでしょう。

参考：“住所”の概念

ここでの“住所”とは、一般的には、生活の本拠としてある程度の継続性をもって生活する場所と定義され、その意義は必ずしも一律に定まるものではなく、関係する法規の立法目的に照らして、その意義を決定する必要があります。ここで、当該住所の概念と(住民基本台帳法における)住民票との関係については、住民票は高度な公証機能を有するものであるが、これが直ちに種々の法律関係における法律要件としての住所を確定させる上での法的効果を有するものではないと一般に解釈されています。

従って、一般に、日本で雇用関係が継続している場合または住民票が存在している場合、実務上は社会保険の加入義務を有するものとして取り扱われることになるものの、厳密には、住民票の有無にかかわらず、実質的に海外に生活の本拠を置いていると判断される場合には、日本における国民健康保険及び国民年金加入義務はないものといえます。

また、このような住所と住民票との緊密な関係を前提として、国民健康保険における介護保険料免除といった制度は設けられていないものともいえます。

また、日本における住所を有しない場合でも、以下の場合には、国民年金への任意加入が認められるものとされています。

- ・日本国籍を有する20歳以上65歳未満の者であること
- ・日本国内で保険料の納付が可能なこと(国内に協力者がいなくても日本国民年金協会に代行依頼可能)

(3)雇用保険

上述の社会保険(狭義)と同様に、日本国内の事業主との雇用関係が継続している場合は、引き続き被保険者となり、雇用関係が継続していない場合は資格喪失となります。

しかしながら、海外勤務に起因する資格喪失により、従業員が被ることとなる不利益を解消する観点から、以下のような制度が設けられています。

①受給要件の緩和(算定対象期間の延長)

在籍出向によって海外勤務者が日本の事業所から離職した場合には、受給要件の緩和の特例措置が受けられる場合があります。

受給要件の緩和の特例措置とは、離職の日以前2年間の被保険者期間に、さらに最大2年間まで被保険者期間を加算できるというもので、受給要件対象期間の算定において海外勤務にかかわる期間を考慮に入れるものとなっています。

②受給延長申請(海外出向に帯同する配偶者)

海外出向する社員の配偶者が、その海外勤務に同行する理由で退職した場合には、配偶者自身が退職の翌日以後30日経過した日から1か月以内に、雇用保険受給期間の延長申請を行うことにより、配偶者自身の退職後4年以内に帰国すれば、失業給付の適用が認められるものとなっています。

③主たる雇用関係の判断

国内企業から在籍出向として雇用関係が継続されている場合には、引き続き雇用保険被保険者となることか

ら、出向元(国内企業)から給与の一部のみが支払われていた場合には、海外出向者が日本へ帰国した後1年以内に退職して失業した場合には、その失業給付額が低額となる可能性があります。このような場合には、状況に応じて、海外出向前の給与を基に失業給付の金額の算定を受けることが認められる場合があるものとされています。

(4) 労災保険

海外出張については国内出張と同様、労務提供の場が通常の勤務場所から離れているにすぎず、国内の事業所に所属して当該事業所の指揮命令下において労務適用していることから、労災保険法の適用も国内の場合と同じものとなっています。

他方で、海外派遣、転勤、出向については、労災保険制度は属地主義を採用しているため、労災保険法の適用が行われないものとなっています。

とりわけ海外出張と海外派遣との区分について、海外出張者として労災保険の保護が与えられるか、海外派遣者として特別加入しなければ保護が与えられないかは、その勤務の実態を総合的に勘案して判定されるべきものとされています。

また、労災保険においては、属地主義が採用されているため海外出張以外の海外勤務にはその適用がなく、これらの海外派遣者を保護するために、海外派遣者特別加入制度が設けられています。

ここでいう「海外派遣者」には、以下のような者が含まれます。

(i) 国際協力事業団等開発途上地域に対する技術協力の実施事業(有期事業を除く)を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者

(ii) 日本国内で行われる事業(有期事業を除く)から派遣されて海外支店・工場・現地法人・海外の提携先企業等海外で行われる事業に従事する者

(iii) 海外で行われる常時300人以下(金融業、保険業、不動産業または小売業では50人以下、卸売業またはサービス業では100人以下)の労働者を使用する事業主

Ⅲ 勤務地国における社会保障制度

海外で勤務する場合には、原則として、勤務地国の社会保障制度に加入する必要があります。この場合には、基本的には日本の社会保障制度から離れることとなりますが、上述のような任意加入等を行う場合、日本の社会保障制度の保険料と二重に負担しなければならない場合が生じています。さらに、日本や海外の年金を受けとるためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならないため、保険料の掛け捨てになってしまう恐れがあります。

このような、各国の社会保障制度の相違による保険料の二重負担や年金受給資格の問題(掛け捨て)を防止するために、加入すべき制度を二国間で調整し、年金加入期間の通算を行うために、二国間協定(条約)として、社会保障協定が結ばれることがあります。

この社会保障協定の目的は、一般的には、以下のような二重加入にかかわる適用調整と保険期間の通算となっています。

(1) 適用調整

相手国への派遣の期間が5年を超えない見込みの場合には、当該期間中は相手国の法令の適用を免除し自国の法令のみを適用する。相手国への派遣の期間が5年を超える見込みの場合には、当該期間中は相手国の法令のみを適用する。

(2) 保険期間の通算

両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために最低必要とされる期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられます。

尚、2017年8月現在、日本は20ヶ国との間で社会保障協定に署名しており、うち17ヶ国分は発効しています。社会保障協定の締結状況は各国によって異なり、中国とは現在協議中となっています。

協定が発効済の国

ドイツ イギリス 韓国 アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア オランダ チェコ スペイン アイルランド ブラジル スイス ハンガリー インド ルクセンブルク

署名済未発効の国

イタリア フィリピン スロバキア

以上のように、社会保険等の適用という観点からは、海外勤務に関連して従業員に不利益を与えないためには、海外出張を採用することが最も簡便な方法と考えられます。しかしながら、海外出張のみで海外業務に対応することは非現実的であるともいえ、現実的には海外現地法人等への在籍出向による対応を取らざるを得ない場合も多いでしょう。

このような場合には、上述のように、日本における社会保障制度だけでなく、現地における社会保証制度や2国間の社会保障協定等についても、十分な配慮を行うことが重要となってくるといえます。

このように、一言で海外勤務といっても、様々な要素が絡み合い、その実践においては人事面、社会保険及び給与福利面、税務面等における十分な検討及び準備が必要であるといえることから、国際ビジネスに従事するビジネスパーソンの方々については、その背景及び状況について正確な理解を持つこと必要性があるといえるでしょう。

望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー

東京公認会計士協会租税委員会委員

IBFD Japan Chapter Author(Transfer Pricing, Investment Funds)

MAZARS は、世界数十カ国、数万人のスタッフを有する、監査、会計、税務およびアドバイザリーサービスに特化したワンファーム型の国際会計事務所です。このたび、中国拠点・スタッフを増大した新体制により、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野での、最先端の業務を提供させていただきます。また、中国以外にもインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマーなどのアジア地域におけるワンファームならではの緊密な連携により、複合的なサービスを提供させていただきます。



当資料は情報提供のみを目的として、MAZARS によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

MUFG:Bank の中国調査レポート(2017年10月)

- ニュースフォーカス(2017年第11号)
2017年賃金ガイドラインから見る深圳市の方向性
https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/600_ext_02_0.pdf
香港支店業務開発室
- BTMU CHINA WEEKLY 2017/10/18
<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/417101801.pdf>
国際業務部
- BTMU 中国月報第141号(2017年10月)
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0j8mjr6m782H398f87f0Id0j8mjtioawk>
国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214